

ゆうちょ銀行（または郵便局）の指定について

本年から新たに特別徴収義務者として指定された場合および従前の指定ゆうちょ銀行（または郵便局、以下同様。）以外の郵便局を特別徴収による市県民税の納入に利用される場合は、初回納入時に、右の金融機関指定通知書を納入書に添えて納入下さいますようお願い申し上げます。

（右の金融機関指定通知書を添えて納入されない場合にはゆうちょ銀行・郵便局が取り扱わない場合があります。）

市県民税取扱金融機関の指定通知控

○ 特別徴収義務者の名称

○ 指定金融機関（郵便局またはゆうちょ銀行）

○ 摘要

切り取り線

年 月 日

殿

小林市長

金融機関指定通知書

貴行（貴局）を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、下記の特別徴収義務者が納入する当市の市民税および県民税特別徴収税額の納入取扱金融機関（局）に指定しましたので通知します。

口座番号 ①01950-4-960052

加入者の名称 小林市会計管理者

取りまとめ局 福岡貯金事務センター

○ 特別徴収義務者の名称
